

## 消費者教育における連携・協力を推進する仕組みに関する調査

【ご記入に際してのお願い】

- ・質問中の指示にそって、当てはまる番号を で囲むか、数字をご記入ください。
- ・「その他」「自由回答」等の空欄には、具体的な内容をご記入ください。
- ・質問数が多く、記入時間も長くなると思いますが、何卒ご協力をお願い申し上げます。

### 1. 消費者教育 実施のための支援について

問1 - 1 貴地方公共団体の消費者担当部局では、どのような所が行う消費者教育の情報入手していますか。実施内容を把握している組織（個人も含む）があれば、下記の中からすべて をつけてください。（ はいくつでも）

\*この質問での消費者教育とは、安全、契約・取引、情報、環境の4つの領域に係わる教育内容を指します。啓発用パンフレットの配布のみの場合は含みません。

34.4 (22) 他の都道府県や政令指定都市	3.1 (2) 保育所、保育園、幼稚園など
47.1 (8) (政令指定都市のみ n=17) 都道府県の消費生活センター	15.6 (10) 小中学校や高校
35.9 (23) 市区町村の消費生活センター	14.1 (9) 大学（大学の生涯学習施設も含む）
14.1 (9) 都道府県や市区町村の教育委員会	15.6 (10) 事業者や事業者団体（消費者対応 窓口の担当者など）
79.7 (51) 都道府県の金融広報委員会	
42.2 (27) 消費者団体やNPOなど	3.1 (2) 市民講師
21.9 (14) 消費者問題の専門家や弁護士など	10.9 (7) その他（具体的に： ）
15.6 (10) 民生委員や社会福祉団体など	無回答 1.6 (1) M.T. = 307.8

問1 - 2 貴地方公共団体ではどのような所が行う消費者教育に支援や協力を行っていますか。あてはまるものにすべて をつけてください。（ はいくつでも）

\*支援や協力とは、「消費者教育の講座やセミナーへの協賛、後援、共催」や「教材作成、講座の実施などの業務の委託」、「講師の紹介・派遣・あっせん」などを指します。

3.1 (2) 他の都道府県や政令指定都市	14.1 (9) 保育所、保育園、幼稚園など
17.6 (3) (政令指定都市のみ n=17) 都道府県の消費生活センター	81.3 (52) 小中学校や高校
42.2 (27) 市区町村の消費生活センター	68.8 (44) 大学（大学の生涯学習施設も含む）
45.3 (29) 都道府県や市区町村の教育委員会	39.1 (25) 事業者や事業者団体（消費者対応 窓口の担当者など）
51.6 (33) 都道府県の金融広報委員会	
70.3 (45) 消費者団体やNPOなど	17.2 (11) 市民講師
18.8 (12) 消費者問題の専門家や弁護士など	15.6 (10) その他
71.9 (46) 民生委員や社会福祉団体など	（具体的に： ）

M.T. = 539.1

問1 - 3 貴地方公共団体が実施している支援や協力にはどのようなものがありますか。実施しているものすべてに をつけてください。( はいくつでも)

- 70.3 (45) 消費者教育の講座やセミナーへの協賛、後援、共催
- 31.3 (20) 教材作成、講座の実施などの業務の委託による支援
- 89.1 (57) 講師の紹介・派遣・あっせん
- 64.1 (41) 消費者教育の教材・場所・機器等の提供による支援
- 17.2 (11) 予算による支援(企画提案による予算化も含む)
- 31.3 (20) 企画や実施についての相談にのる
- 59.4 (38) 新しい消費者被害や法律の改正などの情報提供
- 3.1 (2) その他(具体的に: )

M.T. = 365.6

2. 消費者教育の講師に関する人材情報の収集・提供について

問2 - 1 貴地方公共団体では、消費者教育の講師に関する人材情報を収集する仕組みがありますか。( は1つ)

- 23.4 (15) 講師を登録している 40.6 (26) 収集していない
  - 34.4 (22) 登録の仕組みはないが、およそ収集している
- (問2 - 1で「1」または「2」と答えた方に)

3ページの間2 - 5へお進みください

無回答 1.6 (1)

問2 - 2 どのような人材を消費者教育の講師として登録または収集していますか。

n = 37 あてはまる人材すべてに をつけてください。( はいくつでも)

- 73.0 (27) 消費生活相談窓口の相談員
- 78.4 (29) 消費生活関連の有資格者(消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、金融広報アドバイザーも含む)
- 32.4 (12) 地方公共団体職員(消費者担当部局)
- 5.4 (2) 地方公共団体職員(上記以外の福祉、警察等の部門)
- 45.9 (17) 大学教授、弁護士等の専門家
- 2.7 (1) 教員
- 40.5 (15) 消費者団体やNPOに所属する人
- 18.9 (7) 事業者や事業者団体に所属する人(企業の消費者対応窓口の担当者)
  - (-) 民生委員・児童委員
  - (-) 介護ヘルパー等の福祉関係者
- 24.3 (9) 市民講師
- 10.8 (4) その他(具体的に: )

M.T. = 332.4

n = 37 問2 - 3 どのような方法で消費者教育の講師に関する人材情報を収集していますか。( はいくつでも)

- 8.1 (3) 地方公共団体が主催する講師育成講座の修了者を自動的に登録
- 18.9 (7) 地方公共団体が主催する講師育成講座の修了者の中から希望者を登録
- 56.8 (21) 講師や関係者からの紹介
- 27.0 (10) 消費者団体やNPOなどへ講師の推薦を依頼する
- 13.5 (5) 事業者団体、企業などへ講師の推薦を依頼する
- 5.4 (2) 機関誌、ホームページなどによる講師の公募
- 21.6 (8) その他(具体的に: )

M.T. = 151.4

問2 - 4 貴地方公共団体では収集した講師に関する情報を効果的に活用している  
 と思いますか。また、ご回答の理由もご記入ください。( は1つ)

n = 37

78.4 (29) 効果的に活用して  
 いると思う

その理由(どのように活用していますか)

13.5 (5) あまり効果的に  
 活用していないと  
 思う

その理由

無回答 8.1(3)

どのように活用したら良いと思い

(全員の方に)

問2 - 5 貴地方公共団体では講師派遣についての情報(講師派遣のご案内)をどのよ  
 うな方法で提供していますか。あてはまるものにすべて をつけてください。

( はいくつでも)

48.4 (31) 地方公共団体が発行する機関誌

87.5 (56) 地方公共団体のホームページ

7.8 (5) 地方公共団体のメールマガジン

10.9 (7) テレビ・ラジオ・広告

43.8 (28) 関連団体が参加する会議

85.9 (55) 問い合わせがあった場合に情報提供(紹介)する

39.1 (25) その他(具体的:

- (-) 特に提供していない

)  
 M.T. = 323.4

問2 - 6 消費者教育をより積極的に推進するために、このような講師派遣・紹介・あ  
 っせんなどを、どこが中心となって進めるとよいと思いますか。( は1つ)

34.4 (22) 都道府県の消費者担当部局(消費生活センター)

37.5 (24) 市区町村の消費者担当部局(消費生活センター)

1.6 (1) 国が運営するポータルサイト

9.4 (6) 国民生活センター

15.6 (10) 消費者教育支援センター

1.6 (1) 消費者団体

- (-) その他(具体的に:

)

3. 消費者教育の教材や講座の実践事例の情報収集・提供について

問3 - 1 次に教材や実践事例についてお伺いいたします。

貴地方公共団体では、消費者教育を実践する上で必要とされる教材や実践事例などの情報を収集していますか。( は1つ)

- 67.2 (43) 収集している
  - 1.6 (1) 現在は収集していないが、過去には収集していた
  - 31.3 (20) 収集していない
- 5ページの  
問4 - 1へ  
お進みください

(問3 - 1で「1 収集している」と答えた方にお伺いします)

問3 - 2 教材や実践事例などの情報を収集する時、どのような機関から情報を収集していますか。( はいくつでも)

n = 43

- 79.1 (34) 内閣府等の中央省庁
- 88.4 (38) 金融広報中央委員会
- 86.0 (37) 国民生活センター
- 62.8 (27) 消費者教育支援センター
- 11.6 (5) 事業者団体 ( 具体的に: )
- 14.0 (6) 消費者団体 ( 具体的に: )
- 14.0 (6) その他 ( 具体的に: ) M.T. = 355.8

問3 - 3 収集した教材や実践事例は誰(どの組織)に提供していますか。( はいくつでも)

n = 43

- 39.5 (17) 教育担当部局(教育委員会)
  - 16.3 (7) 福祉担当部局
  - 39.5 (17) 市区町村の消費者担当課
  - 34.9 (15) 消費者団体、NPOなど
  - 20.9 (9) 高齢福祉関係団体
  - 2.3 (1) 事業者団体
  - 18.6 (8) 市民講師
  - 30.2 (13) その他(具体的に: )
- 無回答 2.3 (1) M.T. = 204.7

問3 - 4 教材や実践事例を収集する際に、困っていることがあればご記入ください。

4. 行政内（消費者担当部局と教育担当部局）の連携・協力について（全員の方に）

問4 - 1 ここからは消費者担当部局と教育担当部局における連携・協力についてお伺いいたします。

貴地方公共団体では消費者担当部局と教育担当部局(教育委員会など)のあいだで、定期的に会議を開いていますか。( は1つ)

- 62.5 (40) 会議を開いている
- 14.1 (9) 現在は会議を開いていないが、今後は開催予定である 6ページの間4 - 12へお進みください
- 23.4 (15) 会議を開いておらず、今後もその予定はない 6ページの間4 - 9へお進みください

↓(問4 - 1で「1 会議を開いている」と答えた方に)

問4 - 2 会議の名称と目的をご記入ください。

名 称	目 的

問4 - 3 会議はいつ頃から開いていますか。

- n = 40
- 5.0 (2) 昭和 63 年度以前
  - 10.0 (4) 平成 17 年度以前
  - 平成 ( ) 年 ( ) 月頃
  - 12.5 (5) 平成 5 年度以前
  - 50.0 (20) 平成 18 年度
  - 12.5 (5) 平成 10 年度以前
  - 10.0 (4) 平成 19 年度

問4 - 4 会議の開催頻度はどの程度ですか。( は1つ)

- n = 40
- (-) 1ヶ月に1度
  - 55.0 (22) 年に1度
  - 5.0 (2) 3ヶ月に1度
  - 2.5 (1) その他(具体的 )
  - 37.5 (15) 半年に1度

問4 - 5 消費者担当部局と教育担当部局の主な出席者はどのような方ですか。最も役職の高い出席者の所属部門名と役職名をご記入ください。各部局の出席者数もご記入ください。

消費者担当部局	所属部署	役職名	人数	約	人
教育担当部局	名			約	人

問4 - 6 最近の主な議題はどのような内容ですか。( はいくつでも) また、議題の内容をそれぞれ具体的に記入ください。

n = 40

	< 議題の内容 >
72.5 (29) 学校における消費者教育について	
25.0 (10) 社会教育施設における消費者教育について	
35.0 (14) 消費者教育の教材の作成について	
40.0 (16) その他	

M.T. = 172.5

問4 - 7 これまでに成果がありましたか。( は1つ)

n = 40

90.0 (36) 成果があった

成果を具体的にご記入ください

5.0 (2) 成果はなかった

原因は何だと思えますか

無回答 5.0 (2)

問4 - 8 今後の課題は何ですか。

問4 - 12へお進みください

(問4 - 1で「3 会議を開いておらず、今後もその予定はない」と答えた方へ)

問4 - 9 今後の消費者教育の推進のために、このような会議を開催する必要があると感じていますか。( は1つ)

n = 15

66.7 (10) 必要を感じている

33.3 (5) あまり必要は感じていない

- (-) まったく必要は感じていない

問4 - 11へお進みください

(問4 - 9で「1 必要を感じている」と答えた方へ)

問4 - 10 会議を開かない理由は何ですか。( はいくつでも)

n = 10

20.0 (2) 業務が多忙で、会議を開催できない

- (-) 予算的な制約がある

80.0 (8) 会議で何を議論するかについて、両部局で認識に差がある

40.0 (4) その他(具体的に:

M.T. = 140.0

問4 - 12へお進みください

(問4 - 9で「2」または「3」と答えた方へ)

問4 - 11 必要を感じていない理由を具体的にご記入ください。

(都道府県の方へ)

政令指定都市の方は7ページの間5 - 1へお進みください

問4 - 12 昨年度、内閣府・文部科学省連名の文書にて、消費者担当部局と教育担当部局の連携を図るための定期的な会議を市区町村に開催いただくよう周知をお願いいたしました。周知いただけましたでしょうか。( は1つ)

n = 47

85.1 (40) 周知した

14.9 (7) まだ周知していない



問5 - 4 その会議はどのくらいの頻度で開催していますか。( はそれぞれ1つ)

	1ヶ月に 1度程度	3ヶ月に 1度程度	半年に 1度程度	年に1度 程度	その他 (具体的に記 入ください)
高齢者や障害者のト ラブル防止 n = 24	4.2(1)	4.2(1)	20.8(5)	58.3(14)	12.5(3)
多重債務の防止・対 策 n = 31	9.7(3)	6.5(2)	29.0(9)	19.4(6)	32.3(10)

無回答 3.2(1)

(問5 - 1でネットワーク会議が「1 ある」と答えた方へ)

問5 - 5 ネットワーク会議の開催でどのような効果がありましたか。あてはまるもの  
すべてに をつけてください。( はいくつでも)

n = 36

66.7(24) 消費者相談窓口の認知度が高まった

80.6(29) 組織間の情報の共有が進んだ

8.3(3) 消費者教育の担い手が拡大した

36.1(13) 出前講座のニーズが高まった

36.1(13) 消費者被害情報などがすぐに関係者の元に届くようになった

36.1(13) 関連団体との共同事業が増えた

- (-) その他(具体的に: )

8.3(3) まだ効果は出ていない

原因は何だと思えますか

無回答 2.8(1) M.T. = 275.0

(全員の方に)

問5 - 6 ネットワーク会議について、今後の課題があればご記入ください。

当該会議を開催していない場合は、このような会議についてのご意見をご記入く  
ださい。

問5 - 7 都道府県と市区町村との連携や、市区町村内での地域間の連携について取り  
組んでいることや課題・問題点等について、具体的にご記入ください。

6. 今後の消費者教育のあり方について

問6 - 1 今後消費者教育をより活発に実施していくためには、行政、消費者団体、事業者団体、NPO等がそれぞれ主体的に連携・協力する必要があると言われております。それぞれどのような役割を生かして、どのような形(仕組み)で主体的に連携・協力をしていけば良いと思いますか。

行政について

消費者団体について

事業者団体について

NPOについて

その他について

問6 - 2 貴地方公共団体が、地域で様々な団体や個人と連携・協力して消費者教育を推進するために、国に求めることがあればご自由にご記入ください。

**<ご協力のお願>**

行政、消費者団体、事業者団体、NPO等と連携・協力しながら、活発な消費者教育活動を行っている団体に、今後、ヒアリング調査を実施したいと考えております。

恐れ入りますが、このような団体についての情報がありましたら、団体名、連絡先についてご記入をお願いいたします。(分かる範囲で結構です)

団体名	
ご担当者名	
TEL/FAX e-mail	

団体名	
ご担当者名	
TEL/FAX e-mail	

団体名	
ご担当者名	
TEL/FAX e-mail	

【調査票のご回答についてのお問い合わせや、ご回答の内容について更に詳しくお聞きするためヒアリングのお願いをさせていただく場合がございます。そのため、恐れ入りますが、ご記入者のご連絡先を下記にご記入お願いいたします。】

地方公共 団体名		部署名	
役職名		お名前	
TEL		FAX	
e-mail			

ご協力誠にありがとうございました。